

# 山口県報

令和8年  
3月17日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（県民生活課）……………一
- 告示  
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しなればならない区域の指定（環境政策課）……………二  
土砂災害警戒区域の指定の解除（十一件）（砂防課）……………二  
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）……………五  
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（十一件）（砂防課）……………六  
土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）……………九  
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（二件）（建築指導課）……………一〇
- 公告  
山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定（文化振興課）……………一一  
県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業の換地処分（農村整備課）……………一二

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

**山口県規則第二号**  
特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則  
特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年山口県規則第百一号）の一部を次



のように改正する。

第八条中「及びやまぐち県民活動支援センター」を削る。

第十条に次の一項を加える。

2 知事が電子情報処理組織（デジタル大臣又は法務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、前項第二号に掲げる書類により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十条の二に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の登記事項証明書の提出について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号に掲げる書類」とあるのは、「前項の登記事項証明書」と読み替えるものとする。

第十二条に次の一項を加える。

2 第十条第二項の規定は、前項の登記事項証明書の提出について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号に掲げる書類」とあるのは、「前項の登記事項証明書」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項第一号中「第十条第一項第五号」を「第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号」に改め、同項第二号中「添付する」の下に「変更後の定款並びに」を加え、同項第四号を同項第八号とし、同号の次に次の四号を加える。

九 法第二十九条の規定により提出する書類

十 法第四十四条第二項（法第五十一条第五項、法第五十八条第二項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により添付する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類

十一 法第五十五条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類（所轄外法人が提出する書類を除く。）

十二 法第五十五条第二項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類（所轄外法人が提出する書類を除く。）

第二十三条第一項第三号の次に次の四号を加える。

四 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により添付する書類

五 法第二十三条第一項の規定により添付する書類

六 法第二十五条第六項の規定により添付する変更後の定款

七 法第二十五条第七項の規定により提出する書類

第二十三条第二項を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十条に一項を加える改正規定、第十条の二に一項を加える改正規定及び第十二条に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。



山口県告示第百十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五の四八の一部及び同市臨海町六の一部

二 特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

菊川町轡井(二)(8)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

永田郷(二)(1)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第二百六十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
明木(二)<sup>(2)</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(令和三年山口県告示第三百九十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
惣社町(一)<sup>(2)</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十六年山口県告示第百二十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除

する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
自由ヶ丘(二)<sup>(2)</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第八十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
周東町下須通(二)<sup>(2)</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第百十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

三隅中(二)4)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第百十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

深川湯本(二)3)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百一十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

於福町下(二)1)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百三十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

厚狭(二)14)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第四百三十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

奈古(一)(38)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び阿武町土木建築課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

菊川町轡井(一)(8)、永田郷(一)(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

明木(一)(22)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

惣社町(一)(2)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

自由ヶ丘(一)(2)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

周東町下須通(一)(2)

二 区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称

深川湯本(二)31、三隅中(二)41

- 二 区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称

於福町下(二)1

- 二 区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称

厚狭(二)14

- 二 区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称

奈古(二)38

- 二 区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び阿武町土木建築課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第二十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称

菊川町轡井(二)8

- 二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
永田郷(一)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百七十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
明木(二)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(令和三年山口県告示第四百十号)により指定された区域についての指定を次のとおり

解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
惣社町(一)(2)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十六年山口県告示第二百一十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
自由ヶ丘(二)(2)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第八十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

周東町下須通(二)(2)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第百十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

三隅中(二)(41)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第四百二十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

深川湯本(二)(31)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

於福町下(二)(1)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設部農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百三十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
厚狭(二)<sup>(14)</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第四百四十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
奈古(二)<sup>(38)</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び阿武町土木建築課

に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
菊川町轡井(二)<sup>(8)</sup>、永田郷(二)<sup>(1)</sup>
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称  
惣社町(一)<sup>(2)</sup>
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 区域の名称

周東町下須通(□)2  
二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百四十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、東部地域産業振興センター(仮称)電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 東部地域産業振興センター(仮称)電気設備工事

(一) 工事場所 岩国市今津町一丁目地内

(二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 三階建	二、九六七・一七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。)二の(一)の規定

により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和八年三月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の電気工事の数値が九百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和八年四月七日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年五月十四日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。

山口県告示第百四十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、東部地域産業振興センター(仮称)機械設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 東部地域産業振興センター(仮称)機械設備工事
- (一) 工事場所 岩国市今津町一丁目地内
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	三階建	二、九六七・一七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。)(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
  - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。))を受けていること。
  - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和八年三月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(管工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
  - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。))を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和八年四月七日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年五月十四日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。



(七〇) 山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定

山口県埋蔵文化財センター条例(昭和五十五年山口県条例第十五号。以下「条例」という。)(第九条第一項の規定により、山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第七条の規定により、文化財資料の利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(七一) 県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。

令和八年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和八年三月二日

二 換地処分の内容

県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業換地計画書に記載された換地計画のとおり